

# I 海洋汚染防止関係 廃油処理施設

令和2年7月1日現在

事務所の名称	本 社 所 在 地 本 事 務 所 又 は 施 設 の 所 在 地	事業許可 (届出受理) 年月日	事業開始 年月日	設 備	1日平均 処理能力	受 入 タ ン ク 容 量	備 考
ENEOS株式会社 水島製油所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号 倉敷市水島海岸通4丁目2番	S46.10.11	S46.12.2	A.P.I 800m <sup>3</sup> /H 1基 活性汚泥設備併用	800m <sup>3</sup>	1,000KL ×2	自 重 軽
公協産業株式会社	岡山市東区中尾126番地4 岡山市東区沼2088番地の1	H16.7.16	H16.8.1	調整分離方式 12.5m <sup>3</sup> /H 混合調整(燃料化) 10m <sup>3</sup> /H 混合調整(燃料化) 10m <sup>3</sup> /H	100m <sup>3</sup> 80m <sup>3</sup> 80m <sup>3</sup>	50KL×4 35KL×2 30KL×2 26KL×3 20KL×3 15KL×1 10KL×1	營 重 軽
内田工業株式会社	倉敷市松江3丁目2番46号 倉敷市松江3丁目222番1、227番2	H19.6.25	H19.6.25	遠心分離 6m <sup>3</sup> /H 静置方式 3.375m <sup>3</sup> /H	90m <sup>3</sup> 27m <sup>3</sup>	50KL×1 45KL×1	營 重 軽
ツネイシカムテックス株式会社	福山市沼隈町大字常石1083番地 福山市箕沖町107番地5	S42.9.1	S42.6.1 (法施行前)	T.P.I 30m <sup>3</sup> /H 2基	1,438m <sup>3</sup>	2,500m <sup>3</sup> ×2	營 重 軽
株式会社中国開発	尾道市西藤町字志村75-132	H21.10.21	H22.1.1	油水分離 5m <sup>3</sup> /H 4基 焼却 0.82m <sup>3</sup> /H 2基	140m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup> ×4	自 重 軽
海上自衛隊 呉造修補給油所	呉市吉浦町乙廻官有無番地	S50.7.4	S51.4.19	T.P.I 7m <sup>3</sup> /H 2基 二次処理設備併用	56m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> ×2 30m <sup>3</sup> ×2	自 重
株式会社船 神田造船所	呉市吉浦新町1丁目6番21号 呉市川尻町東2丁目14番21号	H8.6.12	H8.12.1	バイオ処理システム 210kg/H 1基	5t	180m <sup>3</sup> ×1	自 重
株式会社 クリーンエナジー	広島市南区月見町2244-13	H17.6.21	H17.7.1	遠心分離 3m <sup>3</sup> /H 3基 燃料化 8m <sup>3</sup> /H 1基	110m <sup>3</sup>	18m <sup>3</sup> ×4	營 重 軽
ENEOS株式会社 麻里布製油所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号 山口県玖珂郡和木町6丁目1番1号	S46.5.19	S46.5.25	A.P.I 150KL/H 7基 C.P.I 150KL/H 7基 二次処理設備併用	(150×7) 1,050KL	2,500KL×1 5,000KL×1	營 自 重 軽
出光興産株式会社 徳山事業所	東京都千代田区丸の内3丁目1番1号 周南市新宮町1番1号 周南市宮前町1番1号	S47.5.2	S47.6.20	C.P.I 30t/H 1基 二次処理設備併用 A.P.I 1,500t/H 1基	840t 2,160t	3,000t×1 600t×1	營 自 重 軽
喜楽鉱業株式会社	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号 岩国市周東町上久原新神前11番10 美祢市美東町真名756-65 東広島市河内町入野字新栃木7872-2 広島市安佐南区伴西1丁目2-2 広島県山県郡北広島町新氏神72番2号	H15.7.30	H15.8.1	(周東町) 加温遠心分離方式 (美東町・東広島市・広島市) 貯蔵のみ・処理を行わない 油水分離(縦型遠心分離) 4m <sup>3</sup> /H 2基 流動床式焼却炉 6t/H 1基 破碎機 0.475t/H 1基 破碎機 0.31875t/H 1基	64m <sup>3</sup> 64m <sup>3</sup> 144t 3.8t 2.55t	200KL×2 200KL×2 200KL×1 200KL×1 42m <sup>3</sup> ×2 73.5m <sup>3</sup> ×1 30m <sup>3</sup> ×1 50m <sup>3</sup> ×1 30.6m <sup>3</sup> ×2 21m <sup>3</sup> ×2 17.5m <sup>3</sup> ×1 52.5m <sup>3</sup> ×1 200KL×3	營 重 軽
三光株式会社	境港市昭和町5番17号 境港市潮見町1番地	S56.12.4	S57.5.19	焼却炉 廃油1,300L/H 廃水2,000L/H	31,200L	50m <sup>3</sup> ×3	營 重
山陰興業株式会社	出雲市神西沖町2487番地5 出雲市神西沖町2487番地5 鳥取県八頭郡智頭町市瀬900-1 松江市八幡町796-20	S57.4.30	S57.9.10	加温 1.8KL/H 1基 油水分離機 1基 縦型遠心分離機 2基	55.2KL	30KL×1 92.6KL×1 30KL×1 28.5KL×3	營 重

注 備考欄の廃油処理業者、自は自家用廃油処理施設設置社、重は廃重質油の処理、軽は廃軽質油の処理を表す。

## Ⅱ 船舶油濁損害賠償保障法関係

我が国の沿岸に放置される座礁船の問題等に対処するため、平成16年4月「油濁損害賠償保障法」が一部改正され、油タンカーに加えて外航船にもP I保険の加入及び入港時における地方運輸局等への事前通報（保障契約情報の通報（入港通報））が平成17年3月1日より義務付けられました。

表1. は、国土交通大臣が認定した保険者と保険締結した場合に一般船舶保障契約証明書が必要となり、申請に基づき中国運輸局長が交付した件数です。本証明書は、対象船舶が我が国の港に入港する際は、保障契約証明書を船内に備え置くことが必要です。

表2. は、外航船に立入検査を行い、証明書等の備え置きの確認をした実績を挙げたものです。

表1. 一般船舶保障契約証明書交付実績

(単位：件)

船 籍 \ 年 度	26	27	28	29	30	R 1
カ ン ボ ジ ア	0	0	0	0	0	0
韓 国	0	0	0	0	0	0
ベ リ ー ズ	0	0	0	0	0	0
パ ナ マ	2	0	0	0	0	0
モ ン ゴ ル	0	0	0	0	0	0
フ ィ リ ピ ン	0	0	0	0	0	0
ク ッ ク ラ ン ド	0	0	0	0	0	0
シ エ ラ レ オ ネ	0	0	0	0	0	0
イ ン ド ネ シ ア	0	0	0	0	0	0
ド イ ツ	0	0	0	0	0	0
マ ル タ	0	0	0	0	0	0
タ ン ザ ニ ア	0	0	0	0	0	0
合 計	2	0	0	0	0	0

表2. 立入検査、命令発出実績

(単位：件)

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30	R 1
立 入 検 査 隻 数	752	789	800	759	720	665
行 政 命 令 発 出 件 数	2	1	4	2	3	0

### Ⅲ 船舶登録及び測度関係

#### 1. 登録船舶状況

令和元年12月末現在

船質	区分	本局		尾道		因島		呉		鳥取		島根		岡山		山口		計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
鋼	20 <sup>ト</sup> 以上100 <sup>ト</sup> 未満	33	2,302	26	1,629	3	265	11	708	31	2,596	18	1,381	24	1,705	12	793	158	11,379
	100 <sup>ト</sup> 〃1,000 <sup>ト</sup> 〃	129	54,882	130	57,772	6	1,191	116	46,475	34	7,288	24	5,150	169	66,122	95	38,678	703	277,558
	1,000 <sup>ト</sup> 〃3,000 <sup>ト</sup> 〃							4	7,727			3	7,084	3	4,985	3	5,790	13	25,586
	3,000 <sup>ト</sup> 〃10,000 <sup>ト</sup> 〃	1	3,702	4	16,000			5	23,641							2	8,768	12	52,111
船	10,000 <sup>ト</sup> 〃30,000 <sup>ト</sup> 〃	1	12,690															1	12,690
	30,000 <sup>ト</sup> 〃50,000 <sup>ト</sup> 〃			1	48,037					1	39,996					3	113,858	5	201,891
	50,000 <sup>ト</sup> 〃											2	101,333			2	124,443	4	225,776
	計	164	73,576	161	123,438	9	1,456	136	78,552	66	49,880	47	114,948	196	72,812	117	292,330	896	806,992
木	20 <sup>ト</sup> 以上100 <sup>ト</sup> 未満			1	35													1	35
	100 <sup>ト</sup> 〃1,000 <sup>ト</sup> 〃																		
合	計			1	35													1	35
	20 <sup>ト</sup> 以上100 <sup>ト</sup> 未満	33	2,302	27	1,664	3	265	11	708	31	2,596	18	1,381	24	1,705	12	793	159	11,414
	100 <sup>ト</sup> 〃1,000 <sup>ト</sup> 〃	129	54,882	130	57,772	6	1,191	116	46,475	34	7,288	24	5,150	169	66,122	95	38,678	703	277,558
	1,000 <sup>ト</sup> 〃3,000 <sup>ト</sup> 〃							4	7,727			3	7,084	3	4,985	3	5,790	13	25,586
計	3,000 <sup>ト</sup> 〃10,000 <sup>ト</sup> 〃	1	3,702	4	16,000			5	23,641							2	8,768	12	52,111
	10,000 <sup>ト</sup> 〃30,000 <sup>ト</sup> 〃	1	12,690															1	12,690
	30,000 <sup>ト</sup> 〃50,000 <sup>ト</sup> 〃			1	48,037					1	39,996					3	113,858	5	201,891
	50,000 <sup>ト</sup> 〃											2	101,333			2	124,443	4	225,776
	合 計	164	73,576	162	123,473	9	1,456	136	78,552	66	49,880	47	114,948	196	72,812	117	292,330	897	807,027

※鋼船には鋼・強化プラスチック・軽合金・アルミニウム合金を含む  
 ※木船には「木及び強化プラスチック」を含む

## 2. 管内及び全国の登録船舶の推移

管内	船舶種別	区分		平成22年12月末	平成23年12月末	平成24年12月末	平成25年12月末	平成26年12月末	平成27年12月末	平成28年12月末	平成29年12月末	平成30年12月末	令和1年12月末
		隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数
管内	汽船	1,010	536,153	987	950	941	922	905	907	903	894		
	帆船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
管内	鋼船	1,007	535,883	984	950	940	921	904	906	902	893		
	木船	3	270	3	0	1	1	1	1	1	1	1	1
管内	鋼船	7,698	15,650,685	7,396	7,262	7,173	7,094	7,067	7,043	7,021	7,034		
	木船	22	2,353	19	18	15	14	14	10	21	13		
管内	計	7,720	15,653,038	7,415	7,280	7,188	7,108	7,081	7,053	7,042	7,047		
	管内の比率	13.1%	3.3	13.3%	13.0%	13.1%	13.0%	12.8%	12.9%	12.8%	12.7%		
管内	1隻あたりの平均トン数	513	2,028	665	765	860	865	876	831	802	895		
	管内の推移(対前年比率)	107	103	122	111	111	99	99	95	96	110		
管内	全国の推移(対前年比率)	96	111	98	98	99	99	100	100	100	100		
	全国の推移(対前年比率)	107	109	107	107	106	106	107	109	106	105		

### 3. 船舶のトン数測度

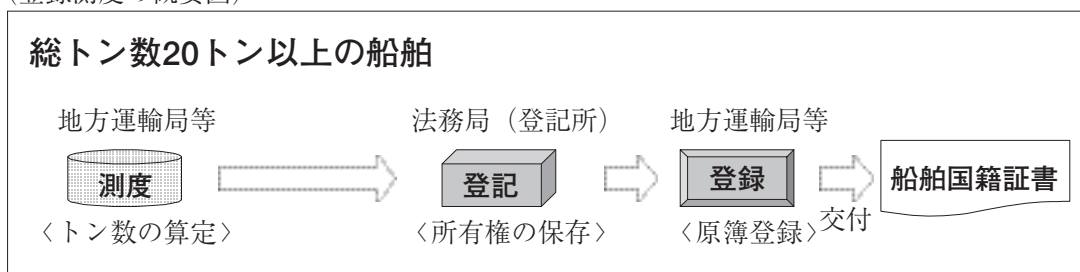
船舶のトン数測度は、「船舶法」及び「船舶のトン数の測度に関する法律」等に基づき、船舶の構造を調査のうえ、寸法を計測してその容積を算定し、以下のトン数の数値を決定しています。

- (1) 総トン数（船舶国籍証書）
- (2) 国際総トン数・純トン数（国際トン数証書）
- (3) 責任トン数（責任トン数証書）
- (4) バージ等の総トン数（総トン数証書）
- (5) 載貨重量トン数（載貨重量トン数証書）
- (6) 外国船舶のトン数（連合王国やアメリカ合衆国の外国船舶トン数証書等）
- (7) 運河トン数（パナマ運河トン数証書・スエズ運河トン数証書）

総トン数20トン以上の日本船舶は、船舶法に基づき、日本に船籍港を定め登録することが義務づけられています。登録の内容は、船の個性及び同一性を表すために必要なものとして、船舶番号、船名、総トン数、主要寸法（長さ・幅・深さ）などがあります。

総トン数は、船舶登録の基本事項であるばかりではなく、船舶の安全・環境に関する構造・設備、乗組員の資格、課税・入港料の算定など海事に関する諸制度における基準として広く用いられています。

(登録測度の概要図)



- 総トン数の決定後に上部構造物の増設・撤去や開口を閉鎖するなどの改造を行った場合は、改めて測度を受け、登録事項の変更を行わなければなりません。（総トン数が変わる場合に限ります。）
- 国際航海に従事する船舶は、国際条約に基づき国際トン数証書の交付を受ける必要があります。国際トン数証書には、国際総トン数と純トン数が記載されますが、「国際総トン数」は船舶国籍証書に記載された「総トン数」とは異なるため、日本船舶を海外に輸出する際は注意が必要です。

## IV 船舶検査関係

### 1. 船舶検査の状況

船舶の検査は、「船舶安全法」に基づく、船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査並びに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく海洋汚染防止設備等の検査、その他危険物の運送等の検査や立入検査を行っている。

また、検査合理化制度として、一定の品質管理、自主検査等の能力を持つ認定された事業場において物件等の製造を行う製造認定事業場は管内で6社、改造修理認定事業場は1社、また、整備規程に従って自主検査等の能力を持つと認定された事業場が物件の整備を行う整備認定事業場は管内で10事業場となっている。

大量生産される物件に対し検査の合理化を図るため導入された制度で型式承認の事業場は27事業場となっている。

また、「船舶検査の方法」の一部として、サービスステーション制度を利用することにより、検査の合理化を図っているサービスステーション等は55事業場となっている。

### 2. 製造認定事業場

令和2年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
(株)ダイハツメタル	出雲市	内燃機関のシリンダーライナー
ナカシマプロペラ(株)	岡山市	プロペラ
(株)三井E&S造船	玉野市	鋼製船体、アルミニウム合金製船体
(株)三井E&Sマシナリー	玉野市	内燃機関、排気タービン過給機
大晃機械工業(株)	山口県熊毛郡	ポンプ（油圧ポンプを除く。）
日東化成工業(株)	備前市	その他の仕切り材料

### 3. 改造修理認定事業場

令和2年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
ナカシマプロペラ(株)	岡山市	プロペラ

## 4. 整備認定事業場

令和2年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
船田船用品(株)	広島市	膨脹式救命いかだ
協栄マリンテクノロジー(株)福山営業所	福山市	〃
金田商事(株)	尾道市	〃
綱田工業(株)	尾道市	〃
内海エンジニアリング(株)	尾道市	〃
船田産業(株)呉SS	呉市	〃
(株)昭和船具店	境港市	〃
まるか商事(株)	境港市	〃
和幸(株)松江SS	松江市	〃
(株)愛徳	周南市	〃

## 5. 船舶型式承認物件

令和2年4月1日現在

事業場	所在地	承認物件
中国塗料(株)	大竹市	表面仕上材
(株)赤尾	福山市	個人装具(安全燈及び手おのを除く。)
早川ゴム(株)	福山市	表面仕上げ材
(株)大晃産業	尾道市	防火戸・仕切り電線貫通部・不燃性材料・仕切り隔壁・仕切り甲板表面仕上材・遮音仕切り甲板・遮音仕切り隔壁・遮音戸
(株)アイメックス	尾道市	防火戸
旭・スチール工業(株)	府中市	防火窓・防火戸・遮音戸
(株)ニチマンラバーテック	府中市	表面仕上材
YAMAHA(株)	府中市	第二種船橋航海当直警報装置
(株)ユウホウ	福山市	油吸着材
谷口商会(株)	岡山市	油吸着材
海和工業(株)	岡山市	オイルフェンス
ウォータークリーン(株)	倉敷市	油吸着材
(株)銭屋アルミニウム製作所	倉敷市	自動離脱装置・浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
(株)タケヤリ	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
丸進工業(株)	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
日東化成工業(株)	備前市	仕切り電線貫通部・油処理剤
日本ミユウ(株)	備前市	洗浄機・持ち運び式機械通風装置・通風機
サン電器工業(株)	笠岡市	第四種汽笛
(株)城南エコテック	岡山県和気郡和気町	油吸着材
岡山中尾フィルター工業(株)	岡山県小田郡矢掛町	油吸着材
日本ペイントマリン(株)	岡山県勝田郡勝央町	表面仕上材
ユニセル(株)	岩国市	油吸着材
村上商事(株)	岩国市	油吸着材
東洋鋼鉄(株)	周南市	表面仕上材
大晃機械工業(株)	山口県熊毛郡田布施町	油水分離器・ふん尿等浄化装置
和典電機工業(株)	尾道市	浸水警報装置の警報盤・浸水警報装置の検知器
(株)ヒロヨシ	三原市	火災の危険の少ない家具及び備品
阪神素地(株)	岡山市	イマーション・スーツ

## 6. 船舶電気装工事事業者の施設及び能力基準適合事業所

令和2年4月1日現在

事業所	所在地	電話番号		備考
大西電機工業(株)	広島市	(082)554-9011	2	備考欄の1～4は、次による。 1：総トン数200トン未満の旅客船及び漁船、総トン数500トン未満の貨物船並びに総トン数100トン未満の危険物ばら積船に限る。 2：総トン数500トン未満の旅客船及び漁船、総トン数5,000トン未満の貨物船並びに総トン数500トン未満の危険物ばら積船に限る。 3：総トン数5,000トン未満の旅客船及び漁船、総トン数20,000トン未満の貨物船並びに総トン数5,000トン未満の危険物ばら積船に限る。 4：全ての船舶（水中翼船及びホバークラフト等特殊船を除く。）
(株)三協電機	尾道市	(0848)48-4356	3	
山陽船舶電機(株)	尾道市	(0848)22-7154	4	
協成電機(株)尾道事業所	尾道市	(0848)46-2451	2	
向島ドック(株)	尾道市	(0848)44-0001	1	
(株)三和ドック	尾道市	(0845)26-1111	4	
B E M A C (株)	東広島市	(08464)5-2785	3	
協成電機(株)	呉市	(0823)73-5111	2	
大東電機工業(株)	呉市	(0823)22-8515	2	
(有)澤無線電機	鳥取県岩美郡岩美町	(0857)72-8015	1	
(有)吉田電機工業所	境港市	(0859)42-6811	2	
(有)浜崎電機工業所	松江市	(0852)21-0644	2	
和幸(株)	松江市	(0852)24-4473	1	
サン電工(株)	玉野市	(0863)31-4167	3	
(株)日本船舶電装工事	玉野市	(0863)32-2520	2	
(有)神田電機商会	備前市	(0869)64-2576	2	



## 7. サービスステーション

令和2年4月1日現在

事業所	所在地	内燃機関	降下式 乗込装置	全世界的な海上遭難 安全システム (GMDSS)		航海用 レーダー等
				救命設備	航海用具	
イワナカ(有)	広島市				○	○
船田船用品(株) 広島SS	広島市			○		
日本電波興業(株)	広島市				○	○
(株)マリンネットサービス	広島市				○	○
(株)広島ヤンマー商事	広島市	○				
(株)新来島宇品どっく	広島市	○				
(株)江田島造船所	江田島市	○				
(有)尾道電業社	尾道市				○	○
(有)尾道マリンサービス	尾道市				○	○
金田商事(株)	尾道市		○	○		
大洋電子工業(株)	尾道市				○	○
綱田工業(株) 尾道支店	尾道市		○	○		
(株)豊國 尾道営業所	尾道市			○	○	○
(株)西日本電波研究所 尾道支店	尾道市				○	○
(有)広無線	尾道市				○	○
(有)みに	尾道市	○				
(株)高升船舶工業	尾道市	○				
向島造機(株)	尾道市	○				
向島ドック(株)	尾道市	○				
日昇無線(株)	尾道市				○	○
(株)三和ドック	尾道市	○				
内海造船(株) 瀬戸田工場	尾道市	○				
協栄マリンテクノロジ(株) 福山営業所	福山市		○			
古野電気(株) 広島支店	三原市				○	○
海洋電波(株)	呉市				○	○
(株)豊國	呉市			○	○	○
船田産業(株)	呉市		○	○	○	
(株)神田造船所 若葉工場	呉市	○				
(株)神田造船所 川尻工場	呉市	○				
フルノ関西販売(株) 境港支店	境港市				○	
(有)吉田電機工業所	境港市			○	○	
共和水産(株)	境港市	○				
(有)旭鉄工所	境港市	○				
ヤンマー船用システム(株) 中国営業部山陰支店	境港市	○				
ヤンマー船用システム(株) 中国営業部鳥取営業所	鳥取市	○				
(株)福栄	境港市	○				
和幸(株)	松江市			○	○	○
東備ヤンマー(株)	備前市	○				
(有)松木鉄工所	備前市	○				

(注) ○印が整備等の証明項目

航海用レーダー等には、船舶自動識別装置及びこれに接続する衛星航法装置並びに航海情報記録装置を含む

## 8. JCI（日本小型船舶検査機構）

	所在地	電話番号
広島支部	広島市	(082)254-6027
尾道支部	尾道市	(0848)23-7250
岡山支部	岡山市	(086)200-1780
境支部	境港市	(0859)47-2220
下関支部	下関市	(083)245-3241

## 9. その他の検査機関

(1) 日本海事協会（NK）

船級船（主として国際航海船）

	所在地	電話番号
広島支部	広島市	(082)249-1971
尾道支部	尾道市	(0848)25-2400
尾道支部 因島事務所	尾道市 因島土生町	(0845)22-0012
岡山支部	岡山市	(086)221-3645

(2) 日本海事検定協会（NKKK）

（危険物の積付等に関する検査）

	所在地	電話番号
広島事務所	広島市	(082)254-0237
水島事業所	倉敷市	(086)446-2105
福山事務所	福山市	(084)941-0253
尾道事務所	尾道市	(0848)22-5229
呉事業所	呉市	(0823)21-6149
岩国事務所	岩国市	(0827)21-3415
徳山事業所	周南市	(0834)21-5340

## V 船員法適用船員等の概要

### 1. 船舶所有者数、船舶数、船員数の現況

令和元年10月1日現在

区分	報告対象者数	報告者数	隻数	総トン数	乗組員						予備船員			合計					
					雇用船員		家族船員		小計		職員	部員	計	職員	部員	計	職員	部員	総計
					職員	部員	職員	部員	職員	部員									
本局	80	65	258	111,299.21	852	337	20	1	872	338	1,210	239	94	333	1,111	432	1,543		
尾道海事事務所	74	68	198	115,068.95	698	218	6	1	704	219	923	139	81	220	843	300	1,143		
因島海事事務所	13	11	27	20,182.81	71	37	2	1	73	38	111	34	26	60	107	64	171		
呉海事事務所	94	87	149	86,503.64	499	137	64	14	563	151	714	89	34	123	652	185	837		
鳥取運輸支局	55	52	96	10,208.50	270	435	2	4	272	439	711	0	0	0	272	439	711		
鳥根運輸支局	88	77	187	22,830.63	356	529	11	0	367	529	896	8	38	46	375	567	942		
岡山運輸支局	52	51	137	72,565.83	510	160	4	0	514	160	674	111	56	167	625	216	841		
水島海事事務所	63	53	132	24,099.30	324	73	23	4	347	77	424	40	20	60	387	97	484		
山口運輸支局	121	114	230	123,599.04	664	262	8	1	672	263	935	178	47	225	850	310	1,160		
計	640	578	1,414	586,357.91	4,244	2,188	140	26	4,384	2,214	6,598	838	396	1,234	5,222	2,610	7,832		

### 2. 船舶所有者数、船舶数、船員数の推移

年別 所有船舶数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
	船舶所有者数(者)	1,044	1,023	979	915	883	881	835	807	782	758	717	673	677	662	653
船舶数(隻)	1,872	1,889	1,832	1,700	1,659	1,616	1,598	1,559	1,536	1,486	1,453	1,425	1,396	1,290	1,400	1,414
船員数(人)	8,662	8,897	9,014	8,785	8,800	8,487	8,374	8,138	8,021	7,869	7,733	7,665	7,696	7,673	7,767	7,832

### 3. 船員法関係業務の処理状況

令和元年度

種別	船員手帳交付				訂正	写真貼換	雇入契約の成立等の届出						法19条関係			記載事項証明
	新規	再交付	書換	計			雇入	雇止	更新	変更	就退	計	受理	証件数	明通数	
本局	167	7	45	219	9	0	513	519	4	210	2	1,248	41	41	45	0
尾道	21	1	31	53	4	0	682	672	0	132	0	1,486	151	151	152	0
因島	18	0	13	31	0	0	519	336	0	85	0	940	79	79	87	0
呉	39	3	22	64	3	0	506	488	0	144	3	1,141	67	67	67	0
鳥取	44	3	47	94	12	0	540	529	10	175	0	1,254	10	18	23	0
島根	6	0	5	11	2	0	12	51	0	7	0	70	3	3	3	0
岡山	14	0	14	28	2	0	249	213	0	50	0	512	12	12	13	0
水島	22	1	23	46	5	0	2,118	2,091	0	595	5	4,809	44	42	42	0
山口	30	0	56	86	2	0	2,815	2,785	5	892	1	6,498	42	42	46	1
小計	194	8	211	413	30	0	7,441	7,165	15	2,080	9	16,710	408	414	433	1
指定市町村 (25) 計	236	14	171	421	20	0	4,808	4,782	27	1,265	3	10,885	368	341	368	—
合計	597	29	427	1,053	59	0	12,762	12,466	46	3,555	14	28,843	817	796	846	1

## 4. 労務監査の状況

各年度別現在

年度別	監査 延日数	船舶監査			事業場監査			合計			
		監査 隻数	違反 隻数	違反 件数	監査事 業場数	違反事 業場数	違反 件数	監査数 A	違反数 B	違反 件数	違反率 $\frac{B}{A}$ %
29	910	605	30	35	7	0	0	612	30	35	4.9
30	917	621	23	25	1	0	0	622	23	25	3.7
令和 元年	832	592	23	25	1	0	0	593	23	25	3.9

## 5. 災害疾病発生の現状と推移

### (1) 災害疾病発生状況

平成30年度

区分 船種	災 害		疾 病	
	発生件数	千人率	発生件数	千人率
一般船舶	25	5.5	30	6.6
漁 船	40	23.9	6	3.6
そ の 他	8	5.1	12	7.7
計	73	9.4	48	6.2

(2) 年度別災害発生状況  
(災害)

(全体)

(千人率)

年度 区分	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
中国	33.3	25.8	20.3	16.5	18.7	15.5	13.6	12.2	11.8	12.4	12.7	9.6	12.1	10.4	10.4	10.7	11.4	6.5	9.4
全国	26.6	23.0	17.6	12.5	11.9	11.3	11.8	11.3	11.5	11.1	10.9	10.5	11.0	10.3	10.2	9.3	9.3	8.6	8.8

(一般船舶)

(千人率)

年度 区分	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
中国	17.4	17.7	12.0	9.4	10.4	10.9	7.1	7.5	7.1	6.7	6.1	6.4	7.8	4.7	7.3	5.7	6.7	5.7	5.5
全国	17.1	17.4	11.7	10.1	10.5	10.9	9.3	9.5	9.0	8.5	8.3	9.6	8.8	7.9	7.7	7.8	7.4	7.0	5.7

(漁船)

(千人率)

年度 区分	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
中国	55.6	43.5	44.6	38.0	43.9	27.2	32.1	28.7	25.9	29.0	29.3	22.9	26.8	28.5	21.8	21.1	28.4	11.8	23.9
全国	34.7	30.2	25.8	16.5	15.7	14.6	16.2	14.8	15.5	15.2	15.3	13.6	15.3	14.3	14.2	12.4	13.5	12.3	13.4

(その他の船舶)

(千人率)

年度 区分	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
中国	31.8	19.1	13.1	9.2	10.6	14.7	10.5	6.8	9.8	8.9	11.5	2.4	6.8	5.6	6.3	13.3	5.9	3.2	5.1
全国	19.1	15.3	10.9	8.0	6.2	5.6	6.8	6.5	7.4	7.4	6.7	6.4	6.9	7.2	7.7	6.7	5.6	5.2	7.5

(3) 年度別疾病発生状況

(疾病)

(全体)

(千人率)

年度 区分	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
中国	37.8	33.4	27.4	18.1	14.3	14.3	12.5	14.2	11.8	11.7	7.9	8.1	10.1	6.7	5.9	7.4	6.0	5.9	6.2
全国	32.2	28.1	22.0	11.2	9.8	10.7	11.4	11.0	10.9	12.0	9.9	9.1	10.0	9.2	8.8	8.9	8.7	8.1	8.3

(一般船舶)

(千人率)

年度 区分	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
中国	26.6	29.5	22.7	13.5	12.8	9.3	10.8	11.6	8.1	8.5	5.3	7.1	8.7	5.2	3.9	6.6	5.2	6.1	6.6
全国	30.2	29.4	22.7	14.3	12.0	12.6	14.8	13.0	11.9	15.0	12.0	11.0	12.0	10.2	8.9	9.3	9.2	7.9	8.8

(漁船)

(千人率)

年度 区分	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
中国	55.3	45.9	48.5	32.1	21.0	29.6	17.5	24.7	23.3	21.0	16.6	14.3	19.9	9.3	11.0	8.0	9.3	6.0	3.6
全国	34.8	28.8	23.8	10.8	9.7	10.9	10.1	12.0	11.4	9.8	8.9	8.7	9.7	9.3	8.9	8.0	8.9	8.3	8.2

(その他の船舶)

(千人率)

年度 区分	62	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
中国	31.8	22.4	14.7	12.9	9.9	9.8	11.7	9.9	9.8	9.5	4.8	3.6	2.5	7.5	6.3	9.3	4.6	5.2	7.7
全国	27.1	23.1	16.8	7.2	6.5	7.2	8.4	6.6	7.7	8.4	8.0	6.2	7.5	7.4	8.5	9.9	7.4	8.3	7.4

## 6. 船員労働安全衛生月間運動実施状況

令和元年度

船員災害 防止大会	広 報		サバイバル トレーニング	講 習 会 等
	ポ ス タ ー し お り 配 布 数	横 断 幕 等 掲 示 数		
5会場 326人	675枚 822部	24ヶ所	3回 68人	3回 70人

訪 船		巡回健康診断	健康相談所併設	船舶飲用水検査
安 全 指 導	衛 生 指 導			
54回 157隻	54回 157隻	萩地区 53人	4施設 16人	7隻

## 7. 船員安全衛生推進会設立状況

名 称	代表者	所 在 地	設立年月日
広島船員安全衛生推進会（旅客船・カーフェリー）	内堀 達也	広島市南区宇品海岸2丁目15-17	H10.7.8
広島船員安全衛生推進会（内航貨物船等）	埜野 治次	広島市南区宇品海岸2丁目15-17	H10.7.8
鳥取網代港船員安全衛生推進会（沖合底曳網漁業）	板倉 高司	鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182-470	H11.2.26
呉船員安全衛生推進会（内航貨物船等）	河菜 春文	呉市広大新開1-12-20	H11.12.7



## VI 海技資格に関する業務の概要

### 1. 海技士国家試験実施状況（中国・大型）

（単位：人）

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
受験者数	1,154	1,300	1,389	1,313	1,523	1,739	2,077	2,165	2,069	2,088
合格者数	667	758	1,000	892	1,080	1,186	1,005	1,180	1,311	1,181

## 2. 海技士及び小型船舶操縦士免許関係事務取扱状況

種別 年度	免許登録			海技免状引換	海技免状 操縦免許証 訂正・再交付	海技免状 操縦免許証 失効・再交付	海技免状・操縦免許証更新				海技免状 限定解除	乗組基準 特例許可
	大 型	小 型	計				大 型	小 型	通 信	計		
H22	463	4,375	4,838	0	463	1,992	1,628	24,320	0	25,948	96	164
H23	367	3,978	4,345	0	337	1,863	1,086	24,921	10	26,017	98	173
H24	574	4,622	5,196	0	462	1,761	1,089	26,119	13	27,221	92	155
H25	440	4,768	5,208	0	523	2,052	1,418	26,554	11	27,983	119	116
H26	537	4,244	4,781	2	250	2,040	1,232	25,492	11	26,735	220	155
H27	615	4,383	4,998	0	185	2,237	1,375	23,440	51	24,866	462	135
H28	513	4,168	4,681	11	205	1,937	976	23,015	7	23,998	351	125
H29	603	4,121	4,724	8	533	1,524	1,284	24,265	26	25,575	232	95
H30	623	3,739	4,362	0	465	1,517	1,184	23,010	3	24,197	179	127
R 1	592	3,736	4,328	7	587	1,442	1,196	21,776	10	22,982	174	138

(注) 海技免状引換欄は、海技免状の様式変更に伴う引換件数をいう。

## 3. 境水先区水先実績

年度別	区 分	隻 数			総 ト ン 数		
		日本船	外国船	計	日 本 船	外 国 船	計
H22		14	260	274	640,694	6,235,637	6,876,331
H23		1	246	247	745	5,854,846	5,855,591
H24		4	222	226	115,464	6,352,025	6,467,489
H25		4	211	215	200,568	7,606,250	7,806,818
H26		4	222	226	200,568	7,736,119	7,936,687
H27		4	224	228	145,228	8,762,699	8,907,927
H28		14	229	243	535,716	10,436,614	10,972,330
H29		21	283	304	814,440	14,861,973	15,676,413
H30		30	244	274	1,024,489	13,218,113	14,242,602
R 1		22	220	242	866,530	11,549,546	12,416,076

# VII 管内旅客船事故発生状況

令和元年度

		衝突・接触		乗 揚 げ	機 関 故 障	火 災	浸 水	推 進 器 障 害	舵 故 障	車 両 事 故	そ の 他	計	
		船 舶	そ の 他										
船 種 別	在 来 船	3	1	1							3	8	
	カーフェリー		4	1	3		1			1	3	13	
	高 速 船										1	1	
計		3	5	2	3		1			1	7	22	
月 別	4		1							1	2	4	
	5												
	6	1			1							2	
	7	1									1	2	
	8												
	9		2		2								4
	10	1									2	3	
	11			1									1
	12											1	1
	1		2									1	3
	2			1									1
	3							1					1

海上安全  
環境部編

## VIII 外国船舶監督の概要

### 1. PSCの現状

1970年代に多発した大型船の海難事故を背景に、海上における人命の安全確保及び海洋環境の保全を図るため、旗国による監督が不十分で、国際条約の基準に適合していない船舶（＝サブスタンダード船）を排除する機運が高まりました。

船舶の条約遵守に関する監督は、その船舶の旗国が行っていますが、サブスタンダード船による海難事故や海洋汚染が跡をたたないため、1982年、欧州でパリMOU（Memorandum Of Understanding on PSC）が採択され、旗国の監督を補完するものとして、寄港国による監督（ポートステートコントロール：Port State Control）を実施していく体制が初めて確立されました。アジア・太平洋地域では1993年に東京MOUが採択され、現在ではPSCへの地域的な取り組みは世界の9地域（欧・北大西洋、アジア・太平洋、地中海、黒海、ペルシャ湾、西・中央アフリカ、インド洋、カリブ海、南米）に及んでいます。

タイタニック号の重大事故から100年以上経過しましたが、旅客船の転覆、貨物船の衝突事故等海難事故が跡を絶ちません。

我国では、1983年からPSCが開始され、1997年度には専従の外国船舶監督官制度が導入され全国の地方運輸局等に配属されました。

PSCの業務は外国船舶に立ち入り、条約が定める基準を満足しているか確認し、基準を満足していない場合は是正を命じることとなります。

国際条約はSOLAS条約（海上人命安全条約）、MARPOL条約（海洋汚染防止条約）、STCW条約（船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する条約）、MLC条約（海上労働条約）等があり、近年の国際条約の改正により、対象範囲の拡大や内容の複雑化が進み多様化しているため外国船舶監督官はより高度な専門知識と能力が求められています。

### 2. 中国運輸局におけるPSCの現状

中国運輸局は中国5県（山口県の一部を除く。）を管轄し、令和元年の外国船舶の管内主要港への入港隻数は10,933隻で、瀬戸内海側では鉄鋼関連、輸送機械関連、石油・石油化学コンビナート等の基幹産業が多く立地しており、様々な船種の外国船舶が入港しています。一方、日本海側では、中国・韓国とのコンテナ船や木材を運ぶロシア籍船等の環日本海諸国との貿易による外国船舶の入港が目立っています。

このような状況下、中国運輸局では1983年から船舶検査官、船員労務官が合同でPSCを実施していましたが、1997年4月から本局及び山口運輸支局（徳山庁舎）に専従の外国船舶監督官が配置されたのを皮切りに、現在は岡山運輸支局水島海事事務所、尾道海事事務所、鳥取運輸支局（境庁舎）にも配置され、外国船舶監督業務の更なる充実強化を図っています。

### 3. PSCに関する国際的な技術協力

PSCは、国際的な協調も必要であることから、東京MOUにおいて加盟各国のPSC検査官へのトレーニング、技術交流が行われています。中国運輸局では、東京MOU、General Training Courseへの専門家講師派遣や外国人研修生（今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止）の受け入れなど積極的に協力しています。